（地方自治法施行令及び国有財産法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「認定電気通信事業者」の下に「及び同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者」を加える。

一　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十九条の四第一項第六号

二　国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の五第六号

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第二十三号中「施設」の下に「及び同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する施設」を加える。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号のいずれかに掲げるもの並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項の規定の適用がある線路及び空中線並びにこれらの附属設備」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

イ　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるもの

ロ　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百二十八条第一項の規定の適用がある線路若しくは空中線又はこれらの附属設備

ハ　電気通信事業法第百四十三条の十五において読み替えて準用する同法第百二十八条第一項の規定の適用がある同法第百四十三条の二第一項に規定する鉄塔等

（首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「又は」を「若しくは管理に係る行為又は同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業者が行う同項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する設備の設置若しくは」に改める。

一　首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第三条第二十一号

二　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第六条第二十一号

三　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第二十四号

（文化財保護法施行令の一部改正）

第七条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「、基幹放送」を「、認定鉄塔等提供事業（同法第百四十三条の五第一項に規定する認定鉄塔等提供事業をいう。）、基幹放送」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「第十二条の二第四項第二号ロ」を「第十二条の二第四項第三号ロ」に改める。

一　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二条第二号

二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十七条第五号

（総務省組織令の一部改正）

第九条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　電気通信事業法第百四十三条の二第一項に規定する鉄塔等提供事業の認定に関すること。

附　則

この政令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十七日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　城内　実
国土交通大臣　金子　恭之

旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十七号

旅券法施行令及び出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅券法の一部を改正する法律（令和八年法律第十九号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項及び第四項並びに第二十条の二第一項並びに同条第二項において読み替えて準用する同法第二十条第二項並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（旅券法施行令の一部改正）

第一条　旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「手数料の」の下に「額及び」を加え、同条中「旅券法（以下「法」という。）」を「法」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

旅券法（以下「法」という。）第二十条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　法第二十条第一項第一号の処分　七千円

二　法第二十条第一項第二号の処分　二千五百円

三　法第二十条第一項第三号の処分　三千五百円

四　法第二十条第一項第四号の処分　三千七百円

五　法第二十条第一項第五号の処分　三千七百円

第二条中「区分」を「手数料の種類」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第五条第一項中「通貨」の下に「（当該国において広く一般に流通している通貨として外務省令で定めるものを含む。次項から第四項までにおいて同じ。）」を加え、同項第一号中「一万六千二百円」を「九千二百円」に、「一万六千四百円」を「九千四百円」に改め、同項第二号中「一万千二百円以上一万千四百円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、六千二百円以上六千四百円以下）」を「四千七百円以上四千九百円以下」に改め、同項第三号中「六千二百円」を「五千七百円」に、「六千四百円」を「五千九百円」に改め、同項第四号中「千五百円」を「三千九百円」に、「千七百円」を「四千百円」に改め、同項第五号中「二千四百円」を「三千六百円」に、「二千六百円」を「三千八百円」に改め、同条第二項第一号中「一万八百円」を「八千八百円」に、「一万六千円」を「九千円」に改め、同項第二号中「一万八百円以上一万千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、五千八百円以上六千円以下）」を「四千三百円以上四千五百円以下」に改め、同項第三号中「五千八百円」を「五千三百円」に、「六千円」を「五千五百円」に改め、同条第三項第一号中「二万二千二百円」を「一万八千二百円」に、「二万二千四百円」を「一万八千四百円」に改め、同項第二号中「一万七千二百円以上一万七千四百円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万二千二百円以上一万二千四百円以下）」を「九千二百円以上九千四百円以下」に改め、同項第三号中「一万二千二百円」を「一万千二百円」に、「一万二千四百円」を「一万千四百円」に改め、同条第四項第一号中「二万千八百円」を「一万七千八百円」に、「二万二千円」を「一万八